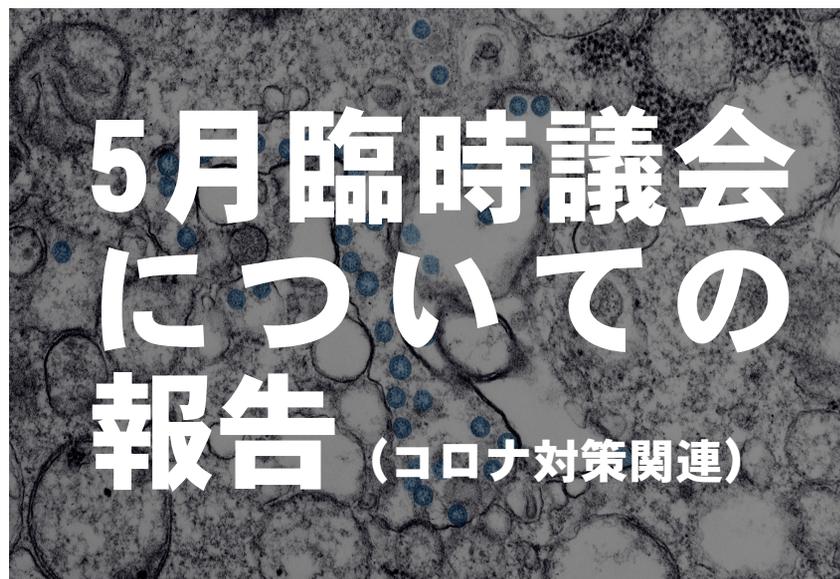


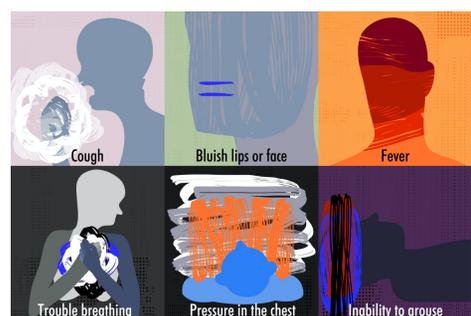


## ■主な議案内容は以下の通りです

- ①介護保険料の所得段階が第1段階～第3段の者に対する軽減について
- ②国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金について
- ③低所得者に対する国民健康保険税の軽減世帯の拡充について
- ④国民健康保険税及び介護保険料の減免について
- ⑤令和2年度伊勢原市一般会計補正予算（第2号）
  - ・特別定額給付金
  - ・子育て世帯への臨時特別給付金
  - ・伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金



①伊勢原市は介護保険料の第1段階～第3段階（世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入が120万円以下または120万円超の者）の計6,655人（24.9%）の**保険料標準額に対する割合を其々、0.375→0.3（年額18,720円）、0.625→0.5（年額31,200円）、0.725→0.7（年額43,680円）**とすることとしました。財源も国県で3/4、市は1/4の負担となります。



②国民健康保険の被保険者（**給与支払いを受けている者に限る**）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し、働けなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間について、「直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数」を支給するものです。国が全額負担し、令和2年1月1日から適用となります。

問題は、「**給与支払いを受けている者に限る**」という点で、日雇いや時間給などの不安定な働き方の人に限定されており、自営業者等は適用とならないということです。「市の判断で自営業者に拡大するべきではないか」と質疑をしましたが、市は「国からの予算措置もないため、拡大はしない」との見解を示しました。

③国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の適用を受けている低所得世帯の判定基準額を引き上げることで、**保険税軽減の対象世帯を拡大**するものです。  
5割軽減：33万円+28万円×被保険者数→33万円+28万5千円×被保険者数  
2割軽減：33万円+51万円×被保険者数→33万円+52万円×被保険者数

④国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染症の影響により一程度収入が下がったものなどに対して、国民健康保険税、介護保険料等の免除等を行うとされたことをうけた改正となっています。改正内容は、現行の減免規定では、減免申請書の提出は納期限までに減免申請書を提出することが規定されているが、これを今回の改正で、**令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限設定分が免除等の対象となっているため、納期限以後でも減免申請書を提出できるよう改正**が行われました。

裏面に続く □

## ■特別定額給付金：

すべての人に1人10万円を支給するもので市町村が実施主体として実施されます。財源は全額国負担です。オンライン申請と郵送申請により申請が可能です。

○オンライン申請者は、5月21日より順次振込開始。

○郵送申請者は、5月20日より申請書発送、早い方で5月28日頃より順次振込開始。

※受給権者は基本的には世帯主となりますが、DV被害者、保護されている方等、世帯主が受給権者では問題がある場合には相談の上一定の手続きの上給付金を受け取ることが可能です。市役所等にご相談ください。

## ■子育て世帯への臨時特別給付金：

児童手当受給世帯に一時金として対象児童一人につき1万円が給付されます。支給日は6月15日（児童手当支給日と同日）。

討論では、宮協議員から、感染症から市民を守ることと同時に、営業、働く権利、学習する権利を守り、商店の営業実態、家庭での負担増等も踏まえ、速やかに補正予算第3

## ■伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金：

県の休業要請に応じて休業した事業者又は、県の夜間営業時間の短縮の要請に応じて夜間営業時間の短縮を行った事業者（少なくとも4月24日から5月6日までの期間）に対し、10万円～30万円が交付される協力金に、市が上乘せする形で10万円を交付するものです。

（※但し事業所が自己所有の場合は対象外となる）

5月臨時議会では、市の独自施策として予算化されたのは協力金のみで、予算額は9050万円です。しかし、国から交付される予定の地方創生臨時交付金は2億3000万円で、半分にも満たず、近隣他市から比べても予算規模や支援内容ともに、遅れていると言わざるを得ません。

市の財政調整基金も取り崩し、早急に市民や事業者等に対する支援策の拡充を求めるものです。

号を組み、財政調整基金を活用し、ひとり親世帯、非正規社員、中小業者、病院・介護施設の支援など行うことを求めました。

### 新型コロナウイルスの対応に関する要望書（2次）

日本共産党伊勢原市会議員団  
2020年5月20日

- 1 国から伊勢原市への「交付金」が確定し、2億3000万円の支給が明らかになりました。2次補正（5月14日）で予算化されたのは9050万円です。すみやかに3次補正を行い財源に財政調整基金を加え市民、事業者支援策を策定する。
- 2、PCR検査の拡大に対する支援策の実施、また感染実態を把握し感染予防と今後の対策に生かす。（ドライブスルー等での検査も含む）
- 3、新型コロナウイルスの影響で大きな影響を受けている、診療所・病院・介護・保育施設等に感染症予防経費等の支援を行う。
- 4、新型コロナウイルスの影響で時間短縮や仕事のなくなった人、非正規労働者への支援を実施する。
- 5、中小企業や事業者に対する、神奈川県との協力金（第1次）や国の支援策の対象にならない事業者に対して、家賃補助等の支援策を追加で実施する。
- 6、新型コロナウイルスの影響で生活が厳しくなっている、ひとり親世帯への給付金等の支援を実施する。
- 7、小中学校や、その他行政が関わっている、非正規・臨時職員に対する休業補償を実施する。
- 8、広域避難所における感染症対策の強化をする。防災備蓄倉庫にマスクや消毒液、非接触型体温計などの物品を配備する。
- 9、小中学校の休業により、生活が大変な家庭等に給食費相当額を支給する（就学援助費の対象や特に準要保護世帯など）。
- 10、宅配やテイクアウトサービスを行っている事業者に対し、サービスにかかる経費を支給する。
- 11、雇用調整助成金の申請にあたり、社会保険労務士等に手続きを依頼する際の支援を行う。
- 12、給食の中止によりキャンセルとなった食材費について補償する。
- 13、高齢者の見守り支援を実施する。
- 14、保育園の臨時・非常勤職員についても、今まで通り、給与の支払いを行うよう（間違っても勝手な判断で減額しないよう）周知・徹底を行う。

5月20日に、日本共産党伊勢原市会議員団として、「新型コロナウイルス感染症の対応に関する要望書」の第2次分を高山市長に提出しました。



高山市長に要望書を渡す宮脇・川添市議会議員

地域の困ったこと、生活相談など、まずは何でもお気軽にご相談ください。

日本共産党伊勢原市会議員団  
伊勢原市池端204  
☎0463-93-1169